

はじめに

川崎市子どもの権利委員会は、川崎市子どもの権利に関する条例第38条に基づいて設置された、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するための検証機関です。そして、この報告書は、第4期の川崎市子どもの権利委員会の活動の報告であり、①今期の委員会の活動を自己評価し、第5期の委員会に引き継ぐための資料とすること、②子どもの権利委員会による検証システムをより有効に機能させるための資料とすること、③行政、市民・NPOが子どもの権利委員会活動への理解を深めるための資料とすることを目的として作られています。

第4期川崎市子どもの権利委員会は、市長から、「子どもの権利条例の広報・啓発」についての検証という諮問を受け、2011（平成23）年10月から活動を始めました。子どもの権利に関する実態・意識調査、行政による施策の自己評価、それらをもとにした行政や子ども・市民・NPOとの対話を実施するなど、子どもの現実を踏まえた施策の検証に努め、市長に答申しました。川崎市子どもの権利条例の認知度の低下の指摘を受けて、条例の広報・啓発にかかる市の事業の検証を行いました。改めて、子どもの権利保障にとっての条例の役割、子どもの権利条例を広報することの大切さ、子どもの権利条例を使って子どもの権利の広報・啓発を図ることの大切さが認識されました。

川崎市子どもの権利委員会による活動は、国内的にも国際的にも先駆的かつ貴重な取り組みであり、ユニセフのプロジェクト「子どものやさしいまち」にも合致する取り組みです。そして、日本の自治体さらには韓国の自治体からも注目され、その影響を広げています。その一方で、子どもの権利委員会による検証活動は、川崎市の行政や市民に認知され、効果を上げているとは必ずしもいえない現状があります。今期の委員会では、子どもの権利条例の広報・啓発が市長からの諮問事項でしたが、あわせて子どもの権利委員会自体の広報の大切さもまた認識されました。

子どもの権利委員会が、子どもの権利条例に基づいて本来の役割を果たすためには、委員会、行政、子どもをはじめとする市民・NPOとのパートナーシップが必要です。川崎を子どもの権利が尊重され、「子どもにやさしいまち」にしていくためにも、この報告書が活用され、行政やより多くの市民の中に権利委員会の活動への関心が広がり理解が深まることを願っています。

2013（平成25）年9月

川崎市子どもの権利委員会委員長 野村 武司